（船員法施行規則の一部改正）

第二条　船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項中「第七条」を「第十六条」に改める。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

告　示

○内閣府告示第五百二十号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、内閣府本府所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなったので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年一月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

都道府県の知事は、内閣府本府所管の補助金等のうち、地方創生拠点整備交付金（当該都道府県内の市町村（特別区を含む。）に交付するものに限る。）について、次に掲げる事務を行う。

一　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「法」という。）第五条の規定に基づく補助金等の交付申請書の受理

二　法第六条第一項の規定に基づく補助金等の交付に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等

三　法第七条第一項の規定に基づく補助金等の経費の配分の変更の承認、補助事業等の内容の変更の承認、補助事業等の中止又は廃止の承認及び補助事業等が予定期間内に完了しない場合（補助事業等が当該年度内に完了しない場合に限る。）又は補助事業等の遂行が困難となった場合における指示に関する事務のうち、申請又は報告に係る書類等の受理、審査及び必要に応じて行う現地調査等

四　法律第七条第一項の規定に基づく補助事業等が予定期間内に完了しない場合（補助事業などが当該年度内に完了しない場合を除く。）における指示に関する事務

五　法律第七条第二項の規定に基づく補助金等の全部又は一部に相当する金額の納付命令

六　法第八条の規定に基づく補助金等の交付の決定の通知

七　法第九条第一項の規定に基づく補助金等の交付申請の取下げの受理

八　法第十二条の規定に基づく補助事業等遂行状況報告の受理

九　法第十三条第一項の規定に基づく補助事業等の遂行命令

十　法第十三条第二項の規定に基づく補助事業等の遂行の一時停止命令

十一　法第十四条（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく実績報告の受理

十二　法第十五条の規定に基づく補助金等の額の確定及び通知

十三　法第十六条第一項の規定に基づく補助事業等の是正措置命令

十四　法第十八条第二項の規定に基づく補助金等の返還命令

十五　法第二十三条第一項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査等

第9号様式（第27条関係）

（表）

第　　号

立　入　検　査　証

下記の者は、航路標識法第14条第2項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。

写真（35ミリメートル × 24ミリメートル）

官職

氏名

年　月　日生

年　月　日　発　行

年　月　日まで有効

管区海上保安本部長　　印

海上保安監部長

海上保安部長

6センチメートル

9センチメートル

（裏）

航路標識法抜粋

（報告徴収及び立入検査）

第十四条　海上保安庁長官は、この節の規定の施行に必要な限度において、第三条第一項の許可を受けた者又は前条第一項の規定による届出をした者に対し、航路標識の工事又は管理に関し報告を求めることができる。

2　海上保安庁長官は、この節の規定の施行に必要な限度において、その職員に、第三条第一項の許可を受けた者若しくは前条第一項の規定による届出をした者の事務所その他の事業場、航路標識が設置されている場所又は航路標識の工事の場所に立ち入って、航路標識、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3　前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4　第二項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。